

日田市分担金徴収条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 目的・理由

農地災害復旧事業及び農業用施設災害復旧事業において、特別な事由が発生した際の減免による救済を図ることから、所要の措置を講ずること。

2. 改正の内容

日田市分担金徴収規則第2条第5号の次に以下の号を追加すること。

- (6) 農地及び農業用施設の災害復旧事業（ただし、国又は県からの補助金の交付を受ける事業を除く。）の場合 市長が特別な事由に該当すると認めるときは、市長が定める率により減額することができる。

3. 施行の時期

この規則は、公布の日から施行する。（附則関係）

4. 意見公募をしなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に規定する公益上、緊急に規則を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であり、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。